

# 地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

## 【平成28年度決算ベース】

平成26年度4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成28年度佐井村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

### 【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 15,878 千円

### 【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 300,449 千円

（単位：千円）

事業名		平成28年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	86,800	60,186			2,767	23,847
	高齢者福祉事業	32,707			101	3,391	29,215
	児童福祉事業	68,588	18,055		42,021	885	7,627
	母子福祉事業	5,181	1,037			431	3,713
	小 計	193,276	79,278	0	42,122	7,474	64,402
社会 保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	46,099	18,020			2,920	25,159
	介護保険事業特別会計繰出金	37,658	638			3,850	33,170
	後期高齢者医療特別会計繰出金	9,782		7,275		261	2,246
	小 計	93,539	18,658	7,275	0	7,031	60,575
保健 衛生	疾病予防対策事業	5,069			40	523	4,506
	健康増進対策事業	8,565	394			850	7,321
	小 計	13,634	394	0	40	1,373	11,827
合 計		300,449	98,330	7,275	42,162	15,878	136,804

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。